

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和3年6月7日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県長浜市富田町

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所と番地および氏名は掲載しておりません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

令和2年12月21日午前8時10分頃、県道山東伊吹線の米原市春照地先の交差点において、北へ直進していたスクールバスに、一時停止線のある交差点左側の市道野頭高番線から進入してきた相手方の車両が接触し、スクールバスは乗降口を含む左前部を、相手方の車両は右前部を破損した。

4 損害賠償の額

金216,000円とする。

令和3年6月7日

米原市長 平尾道雄